

## 東海村広域避難計画に関する住民意見交換会 意見集約表

東海村防災原子力安全課

村では現在、東海第二発電所における事故・災害により、村外への避難を必要とする事態となったときの避難場所・方法などを定めた「東海村広域避難計画」の策定を進めており、本年(平成28年)5月17日・19日・22日には、村内6か所のコミュニティセンターを会場に「東海村広域避難計画に関する住民意見交換会」を開催したところです。

このたび、当該意見交換会で寄せられた意見・質問・提案等156件について、会場・カテゴリーなどに分けて整理し、内容的に重複するものを108件に集約した上で、村の回答を添え、次のとおり取りまとめました。なお、意見等や村からの回答の記載に際しては、要約しての記載としてありますので、あらかじめ御了知ください。

	(人)		(件)		(件)		(件)	
参加者総数	188	意見総数	156	⇒	集約	108	⇒	
石神地区	30	石神地区	21					
真崎地区	29	真崎地区	13					
村松地区	23	村松地区	21					
白方地区	36	白方地区	33					
舟石川地区	34	舟石川地区	27					
中丸地区	36	中丸地区	28					
		意見票	12					
					内訳			
					計画	24	連絡・広報	5
					協定	3	ガイドブック	4
					訓練	1	ヨウ素剤	4
					避難方法	6	インフラ	2
					避難先	12	住民意見	6
					EAL	5	その他	25
					要支援者	11		

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
1	石神	計画	風向きについてはどのように考えているのか。	本計画では変わりやすい天候の変化は考慮せず、発災場所からいち早く距離を取ることに重点を置いています。一方、風向きについて考慮すべきという点については、独自に研究に取り組んでいます。
	白方			
	中丸			
2	石神	計画	茨城県による放射性物質の拡散シミュレーションは出ているか。兵庫県がヨウ素131の拡散シミュレーションをしていて、それをもとに市町村に対策を立ててもらっている。茨城県にシミュレーションを行うよう要望してほしい。原子力災害は30kmから離れたら大丈夫というものではない。逃げた先が汚染されていることもありえる。情報を集め、条件等を検討してベースとなる情報を揃えて計画をつくらなくてはいけない。村長の責任と指示は大切。村独自の指針を決めるべき。	茨城県では拡散シミュレーションを実施しないとしています。村としては、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)圏内の約100万人の円滑・適正な避難のため、基本型となる計画を作らなければならないと考えています。
	白方			

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
3	舟石川	計画 意見票	使用済み燃料の全電源喪失や再処理施設の全電源喪失などのときは事故が起こらないのか。過酷事故につながりかねない。発電所だけでなく他の想定についても具体的に何か考えているのか。どこの事業所がどういう事故で広域避難が必要となるのかわからない。ガイドブックに明記すべき。	福島第一原発事故以降で緊急事態区分(原子力規制委員会が警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態に区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体の果たすべき役割を明記)が決まったのは、事業所の原子力発電所と大学の研究用原子炉です。再処理施設は緊急事態区分は決められていないので、ガイドブックへの記載の有無等の検討はこれからになります。
	意見票			
4	石神	計画	残って支援する立場の人、村職員、警察、消防、自衛隊、これらの連携の上に計画はできているのか。	計画案(P3)に記載したとおり、8つの関係機関(国・茨城県・茨城県警・県内全市町村・県内指定公共機関・県内指定地方公共機関・公共的団体・村内各種団体・村内原子力事業者)との調整・連携を進めているところです。
5	石神	計画	計画の策定までのプロセスを教えてください。計画を策定する過程で、原子力の専門職と行政でやり取りはあったのか。最終決断を下すのは誰か。	意見交換会での意見等の計画反映・検証等を踏まえ、最終的には、東海村長が会長を務める東海村防災会議で承認されれば策定となります。専門職とのやり取りとしては、課内の原子力事業所経験者をはじめ、本村附属機関の「東海村原子力安全対策懇談会」で有識者や専門家から多くの意見が寄せられています。
	村松			
6	石神	計画	避難するときに村の職員はどのように動くのか。村に残っている住民はどうするのか。職員はどの程度の人数が残るのか。残留しなければならない人で若い人は仕事を強要されるのか。放射性物質を浴びなければならないことを強要・強制できるのか。憲法上では人格権とされている。どのように検討したのか。	避難計画策定後、原子力災害時における職員行動マニュアルを作成することを予定しており、その際には、各職員の役割、避難のタイミングなどをも検討していきます。なお、職員といえども、被ばくを強要することはできませんので、当該マニュアル作成の過程で整理していきます。
	村松			
7	真崎	計画	シミュレーションの実施を、国や県にもっていかないで立地自治体として対応を検討すべき。	茨城県としては、避難先の市町村が調整でき次第、避難についてのシミュレーションを行う意向があると聞いています。村独自のシミュレーションを行うかどうかは、その結果を踏まえて検討していきます。
8	真崎	計画	計画の策定期間は。それは再稼動につながるのか。策定して、規制委員会が決めれば再稼動になるのか。	避難計画については、今後、関係機関との協議をさらに進め、年度内の策定を目指したいと考えています。なお、本計画策定と再稼動とは直接関係せず、原子力災害が起こった場合の基本的な方針を示すことがその意義の一つと考えています。
	村松			
	舟石川			
	中丸			

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
9	真崎	計画	計画案に自治会への活動要請や役割が入っていない。自主防災組織については載っているが、自治会内の一組織である。自治会のやるべきことを記載してほしい。自治会が動かないとなると行政が大変になる。	原子力災害が発生した際に、特殊な状況下で自治会や自主防災組織に過度な負担をかけてしまうことを懸念しています。従って、自治会には、地震等自然災害の発生時における避難誘導や初期消火等をお願いしたいと考えています。一方、原子力災害における避難行動要支援者の避難支援は行政がその責務を負う形となりますので、避難計画案(P23)に記載したとおり、例えば、広域避難先で行政が避難所を開設した後、その運営を協力してもらえればと考えています。これらは、計画に記載していきます。
10	村松	計画	東日本大震災のときはいたるところで道路が陥没していたため、田畑に車を乗り捨てた。そのような状況を思い返すと、避難は無理だと感じる。自然災害のときもこういった避難のマニュアル(ガイドブック)があると良い。	大規模な地震が発生したときの交通網破断の可能性はあると認識していますので、計画策定の策定や訓練の実施などを通して、自然災害時にも有効な避難マニュアル・ガイドブックの作成や、既存のハザードマップ等啓発資料の見直しなどの手法を検討したいと考えます。
11	村松 白方 舟石川 中丸	計画	計画案は複合災害を想定しない理想的な計画ということか。道路の破損もないといった計画案か。	緊急事態区分で示したとおり、震度6弱の地震や大津波警報の発表が広域避難の判断基準の一つとなっており、これに伴っての道路の損壊なども考慮しているところです。本計画は、広域避難の基本型として、単独災害を想定する形を取りましたが、複合災害への対応も考えていかなければならないと認識しています。
12	村松 中丸	計画	計画を作る段階で検討する企画委員会が必要。村職員だけでは無理。障がい者等の避難に関して、万能な職員はいない。実際に福島第一原発事故ではどうだったのかなど、聞かなければわからないことも多い。そこに一般の人や専門家が必要だ。一般村民を含めた検討委員会を立ち上げてはどうか。	避難計画(案)の策定過程では、庁内ワーキングや担当課職員による会議を開いて課題を検討してきました。また、避難計画の上位計画となる地域防災計画の策定に関わる東海村防災会議や、原子力防災対策及び安全対策に関し検討・協議をし、必要な提言・助言を行う村長の附属機関である原子力安全対策懇談会においては、村民にも参画いただいているところです。そのほか、村民の中にも、さまざまな知識・経験、考え方を持つ方がいることは認識しており、多くの意見を得る場として、先の意見交換会を開催したところですので、今のところ、新たな検討委員会のようなものの設置要件までは構成し得ないと考えています。
13	村松 白方 白方	計画	避難先まで何時間で行くような計画になっているのか。避難に要する時間の目標は？	通常、東海村役場から取手市役所までの自動車での移動時間は、常磐自動車道を利用して1時間20分ほどですが、広域避難においては、東海第二発電所から30kmのUPZ圏内の他市町村の避難も関係してくるため、今後、それらの市町村でも避難計画が策定された後に、茨城県で行うと聞いている避難のシミュレーションの結果を基に、どのような渋滞緩和策が取れるかを検討していきたいと考えています。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
14	白方	計画	「高速道路はこうする」「広報はこうする」といった肝心なところを関係機関と決定してから示してほしい。決まっていなければ、なんともいえない。	昨年3月に茨城県による「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」が策定され、避難の対象となる市町村も、それぞれ独自に計画を策定することとされていますので、本村では、避難計画の策定作業を進める過程で、さまざまな意見を募るため、意見交換会を開くこととした次第です。なお、策定された際には、あらためて住民説明の機会を設けていきたいと考えているところです。
15	白方	計画	風上への避難が基本。SPEEDIを活用して緻密なデータを入れてモデルをつかってほしい。風向きによつて的確な避難計画にしてほしい。	SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)については、国(原子力規制委員会)において、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断に当たって、SPEEDIによる計算結果は使用しないとしており、「原子力災害対策指針」にもその位置付けはなされていませんが、政府としては、自治体の裁量で使用することは容認する見解を示しているところですので、茨城県・UPZ圏内自治体などとも、そのあり方等を相談していきたいと考えます。
16	舟石川	計画	避難計画を評価する第三者機関を設置してほしい。	避難計画策定に際しては、茨城県の避難計画策定の際に第三者的立場からその内容を確認した内閣府の防災専門官など、第三者的機関に必要に応じて相談しており、今のところ新設は考えていません。
17	舟石川	計画	訓練を行ってから策定の流れになるのではないかと。	訓練の目的には、住民の避難行動習熟や防災知識・意識の普及・啓発、計画の検証など、さまざま挙げられますが、本村としては、まずは計画の年度内策定を目指し、その策定後に訓練を実施し、洗い出された課題等に対する対応策をさらに計画に反映していくという流れを考えています。
18	舟石川	計画	事業者を信用できない。発想の転換が必要。情報を知る方法として、全村民が線量計を持つことを提案する。計画の基本的な考え方が示された際に、避難しない方法を考えてほしいと提案した。避難だけが被ばくを防ぐ方法ではない。	意見として参考にします。村で管理する放射線量率を測定する放射線測定器の活用や、屋内退避による被ばくの低減などについて、今後整理していきたいと考えます。
19	舟石川	計画	避難しない方法として、コンクリートのような冷たい壁の部屋にいれば放射線を低減できる。住民が避難せずにすむ方策として、ミセンに避難する方法もある。この点は計画に書いてあるのか。	本計画は、予防的な措置として避難が必要なときに定めておくべき事項を記載したものであり、地域防災計画や本計画でも屋内退避の要件を示しています。
20	舟石川	計画	計画の目的に「影響を最小限にとどめることを目的とする」とある。質問の回答は「検討中」とのことだが、すべての検討事項が解決すれば「案」が取れるのか。	計画案の“案”が取れる段階では、一つでも多くの課題解決策を提示していくことを目指しており、最終的な計画となるわけではありません。計画については、今後とも、必要に応じて見直していくこととなります。



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
21	舟石川	計画	この計画は実現が可能なのか。かなり経費がかかっていると思うが、可能だと思っつつくっているのか。	避難計画における避難等は、原子力災害時に住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質や放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものであり、この場合において、可能な限り混乱を生じさせないように、多角的な検討を加え、策定したいと考えます。
	意見票			
22	中丸	計画	この計画は被ばくを低減することが目的だと思うが、時間の要素が入っていないため、どこまでできるのかがわからない。一番重要な、事象が起きてから放出までにかかる時間が抜けている。規制庁や事業所に申し入れて、時間の概念を入れてほしい。	避難計画中の「緊急事態区分」に示したとおり、原子力災害に至る事象は数多く想定される中で、どのような形であったらご提案の時間スケールを盛り込むことが可能なのか、茨城県や事業所との相談・協議等を進めていきたいと考えます。なお、茨城県からは、避難に係るシミュレーションを行うと聞いていますので、その結果が示されれば、避難に係る時間については、一定程度見えてくるものと考えています。
23	中丸	計画	計画のつくり方について、国が関与していないことを原子力規制委員長が言っている。アメリカでは、国が避難計画を審査して、だめならば運転にGOサインを出さない。それを国に要望していかないと、村が責任を取られる。	国の対応について、原子力規制委員会(原子力規制庁)は、原子力施設の審査や検査などを行い、施設の安全性について確認する一方、原子力防災は内閣府が所管しています。避難計画策定に際しては、内閣府職員と相対して、必要に応じた相談・協議を行っています。
24	石神	協定	姉妹都市との協定はどのようになっているか。	災害時応援協定については、原子力発電所が立地する市町村で構成される「全国原子力発電所所在市町村協議会」会員29市町村や三重県菟野町、新潟県妙高市、長崎県川棚町、富山県砺波市と相互応援協定を結んでおり、災害時には相互に職員の派遣や物資の提供など必要な支援を行うこととなっていますが、住民の避難となると、現実的には長距離で難しいため、今回の避難計画では考えていません。
25	村松	協定	水戸やひたちなかは協定を結んだということを聞いたが、そちらでは避難計画はできたのか。	県内で広域避難計画を策定した自治体は茨城県のみです。水戸市では骨子素案の意見を公募中で、ひたちなか市などでは計画の策定作業を進めている段階です。避難先と受入先が協定を結んだのは、那珂市と避難先である筑西市・桜川市の事例のみです。
26	村松	協定	県南3市に避難することになったが、協定を結ぶ際に相手方の市民は知っているのか。	今回の避難計画案を避難先自治体の取手市・守谷市・つくばみらい市の担当課に示しており、協議を進めている段階にありますので、避難に係る協定は計画策定と前後して締結していきたいと考えています。なお、避難先住民への本避難計画の周知はこれからのことであり、今後は避難先市議会などとの調整のほか、場合によっては住民説明の機会等も加えて必要になってくるものと推測します。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
27	白方	訓練	防災訓練等を通じて継続的な改定に努めると書いてあるが、実証されるには、全村民・避難所・受入先も含めた訓練を一斉にやらなければならないと思うが、訓練を行う計画があるのか。避難訓練を小規模に行っても意味がないので、大規模にやってほしい。広域避難計画の実効性を求めるのが村の姿勢だ。この広大な計画に基づく防災訓練は、全村民そして避難先を含めた全県を対象にした一斉の防災訓練を何度も繰り返さない限り、実効性は実証されない。防災訓練は、今後どのように計画されるのか。	訓練は、住民の避難行動習熟や防災知識・意識の普及・啓発のほか、計画の実効性や検証、熟度を高める有効な手段であり、本村やUPZ圏内市町村の避難計画が策定された際には、国・茨城県・防災関係機関と連携した訓練の実施も必要かと考えています。
	舟石川			
	意見票			
28	石神	避難方法	自家用車による避難者やバスによる避難者の人数の把握はしているのか。過日の新聞記事にバスを300台を確保するのは難しいと書いてあった。車で避難する人やバスで避難する人等について、事前の調査を行ってはどうか。	バスの必要台数を見込むに当たっては、平日昼間と夜間・休日に分けて試算したところ。とりわけ平日昼間については、一般的に家族が仕事や学校などそれぞれ分かれている状況にあり、迅速な避難が必要な人や、自ら避難できない人を考慮して試算したところ、300台が必要と考えました。現時点で、バスの必要台数を見込むための住民調査は行っていませんが、より実態に即した数値把握のためには、そのための調査も必要かと考えます。
	真崎			
	村松			
	白方			
29	村松	避難方法	バスの運転手の確保はどうなっているか。	茨城県や陸上自衛隊とは、バスの車両が確保できても運転手が確保できないときの対応について協議しているところです。
	舟石川			
30	石神	避難方法	高速道路は他地区からの避難者が出たときに、村内のICにつながる道が大渋滞になる。東海スマートICはETC車載器がなくても通行可能か。通行料は支払うのか。	道路の渋滞緩和策の一つとして、インターチェンジの速やかな通過が可能となるよう、原子力災害時には、東海スマートICの入口ゲートは常に開放した状態にしておくよう、NEXCO東日本と協議しているほか、茨城県警による交通誘導ができるよう調整しています。なお、避難時における通行は東日本大震災時の際には無料になりました。
	真崎			
	白方			
31	真崎	避難方法	避難道路について、高速道路を使うと考えると良いのか。	「東海村広域避難計画ガイドマップ」に避難経路を記載したとおり、自家用車による高速道路を利用した避難を基本としています。なお、熊本地震では、高速道路の被災もあったことから、状況に応じて国道6号ほか一般国道や県道、市町村道を利用することも併せてお考えください。
	白方			
32	真崎	避難方法	自家用車避難にあたっては、一方通行にする箇所はないか。迅速に避難するためにも、東海村に流入する車の流れを通行止めにして、避難する車を優先にする措置はできるのか。	茨城県を通じて茨城県警と協議を進めていましたが、幹線道路は一方通行にはできないとの結論を得ています。なお、状況によっては、村道の一部区間を一方通行にすることもできるかとは思いますが、避難用のバスなど、村内に入る車両のルート確保も重要であり、大きな混乱を招かないことが予定できれば、ご提案の一方通行も有効と考えます。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
33	真崎	避難方法	他市町村の人が先に避難する可能性を考えて、船による避難は考えられないか。	UPZ圏内他市町村の計画に避難開始のタイミングが明記され、周知されることで、他市町村の避難が先行することは避けられるとは推測しますが、避難の先行を強制することはできないため、最終的にはモラルに委ねるところとなるのかもしれませんが。船舶による避難については、津波の心配がなく、例えば県内・近県の港湾に停泊しているなどの前提条件も求められることとなりますので、あらためてその有効性に関し検証することとしたいと考えます。
	舟石川			
34	石神	避難先	避難先に行ってから生活が不安である。	広域避難計画は、国の「原子力災害対策指針」や「東海村地域防災計画」等に基づき、原子力災害時における避難において、住民に混乱を生じさせないよう、輸送手段や経路、避難所の確保等の要素を考慮して定めるものであり、避難後の経済・生活面での不安等に関しては、一つには、原子力損害賠償制度に基づいた支援が考えられます。
	中丸			
35	村松	避難先	避難先での避難生活は最長何ヶ月を考えているのか。どういった持ち物をもっていくべきか様々考えられる。荷物の量によってはバスに乗る時点でパニックになってしまうのではないかな。	避難計画案(P23)に記載のとおり、避難先では避難所が開設されますが、避難が長期化した場合でも、避難所での生活は1か月程度が限界だと想定しており、乳幼児や高齢者、障がい者、避難行動要支援者がいる家族は、福祉避難所やホテル・借り上げ住宅など、必要な支援が受けられる場所に優先的に移れるよう、調整が必要だと考えています。なお、当座の生活に必要な備蓄品は、「東海村広域避難計画ガイドマップ」(裏面)に記載したとおり、30品目程度と考えます。他にも必要な物が思い当たるようなときは、それらは適宜考慮いただければと思います。
36	村松	避難先	取手市民として、総力を挙げて受入体制を作りたい。計画が2㎡に1人のスペースで生活できるか心配だ。福島第一原発事故のときに、取手市内の線量率が高く、市外に避難した人もいた。受入体制の構築はこれからであり、関係各所で検討していきたい。	避難先市にどのように村民を受け入れてほしいか、市民に説明する機会があれば出向き、寄せられたご意見等のうち、反映できるものは計画に盛り込んでいきたいと考えます。
37	真崎	避難先	どこに避難するか情報の徹底は、どのようにするのか。	家庭や地域の話し合い等で情報の共有や徹底をしてもらいたいと考えます。なお、避難計画策定後は、ガイドブック等の村内全戸への配布のほか、住民説明会の開催を予定し、原子力災害時における行動などの周知を図りたいと考えています。
38	真崎	避難先	別の場所に避難した人の安否確認はどうするのか。	役場の連絡先をあらかじめ明示しておき、避難所以外の場所に避難した人には連絡してもらいたいと考えます。親戚・知人を通じて安否確認を行う方法や、災害用伝言ダイヤル、SNS等インターネット環境を活用する方法も有効と考えられます。
	白方			



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
39	真崎	避難先	避難所に受入可能な人員を想定する避難者数が上回っていて、避難所からあふれてしてしまう状況になっている。自分で避難所以外に避難する人を考慮すれば十分足りていると考えているのか。	行政区によっては、収容能力を上回ってしまう形で避難所の設定をしなければならない地区があり、結果的に±10～20%で設定しています。なお、中には、縁故避難などにより指定した避難所に避難しない人もいますので、実際には減るだろうと考えています。仮に全村民が避難所に避難したとしても、避難先の取手市・守谷市・つくばみらい市には、他にも避難所の割り当てがあるため、実質的には学校数校分の余裕があります。災害時に設定した避難所で収容できない場合、これらの避難所を割り当てることも可能とされていますので、一人が体育館等で専有する面積を2㎡として試算したところであり、これは状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えています。
40	白方 中丸	避難先	FAQ(よくある質問)①について、村外にいる村民の避難はどうするのか。他市町村に出かけていて災害が発生した場合には、東海村に戻れなくなることも想定されるのか。	原則として、EAL3(全面緊急事態)の時点で、滞在する市町村の広域避難計画に沿って避難することになるため、一時的に家族が離れ離れになる可能性があり、避難先3市(取手市・守谷市・つくばみらい市)の避難所や、任意で決めた避難先で会うこととなります。しかし、その移送手順や手段はまだ決まっておらず、今後の避難計画策定・見直しの中で、これら付随して出てくる課題等の解決を図っていきたいと考えます。
41	村松	避難先	真崎区では4箇所の避難所に避難するが、自家用車で避難する場合、常会ごとに指定するなどの分割はあるのか。	自治会未加入の村民がどこに避難すべきか分かりづらくなってしまふことを避けるため、常会ごとの割り振りは考えていません。
42	舟石川 中丸	避難先	福島第一原発事故のように風向きによっては、逆に被ばくしてしまう事態になるのではないかと。避難先に北方向がないのはなぜか。	茨城県による「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」では、北方向に避難するのは日立市や高萩市などとされています。東海第二発電所から5kmのPAZ圏内に含まれる東海村民は、周辺の30km以内のUPZ圏内市町村よりも早期に避難するため、常磐自動車道の利用を考慮した、優先的に避難しやすい取手市・守谷市・つくばみらい市が茨城県により指定されました。なお、道路の損壊や放射性物質の拡散状況によっては、北回りや西回りで避難先に向かう方法もあるものと考えますので、状況に応じた対応をお願いします。
43	舟石川	避難先	首都直下や鹿島灘を中心とした地震が起きた場合はどうするのか。複数箇所に避難先を確保しなければいけない。複数の一時避難場所を10～20kmの地点に設定して、道路状況を確認してから遠方に避難するような、状況に応じて即応できるようにしては	茨城県では、未だ避難先が決まっていないUPZ圏内市町村の避難先を優先して調整している状況です。東海村民のUPZ圏内市町村での一時避難場所の設定や、段階的な避難については、一つの提案として考慮させていただきます。
44	舟石川	避難先	南方に避難するとなると、東海スマートIC以北の車は止めるのか。	大規模な地震発生時には、NEXCO等高速道路管理運営会社の判断により、高速道路走行中の車両は一般道に誘導されることになると聞いています。



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
45	中丸	避難先	避難先はどういった経緯で決まったのか。	茨城県による「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」において、東海第二発電所から5kmのPAZ圏内に含まれる東海村民は、周辺の30km以内のUPZ圏内市町村よりも早期に避難するため、常磐自動車道の利用を考慮した、優先的に避難しやすい取手市・守谷市・つくばみらい市が茨城県により指定されました。
46	石神	EAL	EAL1(警戒事態)では避難の準備をしない。EAL2(施設敷地緊急事態)で準備を開始する。EAL2では放射性物質は漏れているのではないかと。⑭の原災法10条を太字で記載してほしい。10条通報は放射性物質の確認と聞いているが、10条の基準値はいつか。	原子力災害対策特別措置法(原災法)第10条で規定される特定事象については、同法施行令の中で定められています。複数ある事象の一部を挙げますと、原子力事業所の境界付近の放射線測定設備で5 $\mu$ Sv/h以上が観測された場合や、原子力事業所内の管理区域以外で50 $\mu$ Sv/hが測定されたときとあります。有意な値の放射線が測定されている以上は、一定程度の放射性物質の放出があるものと推測されます。なお、「東海村広域避難計画ガイドブック」中、「③緊急事態区分」に記載の“EAL2”の各事象は“⑭”の原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合のみではなく、ほかのどれか一つでも該当すれば“EAL2”と判断されることとなります。
47	石神 村松	EAL	村議会における村民生活部長の答弁には、EAL1～3で時間が少ない中で「放出前に迅速に避難することになっている」という。これは被ばくを前提とした避難計画にならざるを得ない。被ばく前に避難が完了するという答弁は、今までの説明と乖離している。	福島第一原子力発電所の事故を例に挙げますと、1号機の水素爆発は、地震の発生から24時間50分後、冷却機能を喪失させたとする津波第二波の到達から24時間後に起こっています。これを考慮すると、放射性物質放出前の避難に当てられる時間は決して十分とは言えず、可能な限り早期に避難を完了させたいという目標を持った説明をしたところでした。
48	石神 白方 舟石川	EAL	福島の教訓として、事業所と国が正確な情報を出さなかった。直ちに影響はないといって避難させなかった。自分たちが客観的に避難の基準を確認できるのが、モニタリングポストの値。村民独自に判断する基準としてはMPの値と10条通報ではないか。	原子力事業所における原子力災害対策特別措置法(原災法)に定める事象の通報義務については、事業所ごとに防災業務計画にも定めており、この通報義務を果たさなければ法律違反となります。なお、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「緊急事態区分」(EAL1・EAL2・EAL3)の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならぬとされ、そのときの施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し、予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような仕組みづくりが図られました。
49	村松	EAL	EAL1～3に展開していく時間はどのように考えているか。時間があるという前提なのか。	「東海村広域避難計画」策定に関するFAQの「質問⑧」に記載しているとおり、福島第一原子力発電所事故を例に取りますと、一定の時間はあると考えています。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
50	中丸	EAL	EAL1～3において、EAL1が単独で起きることもあれば、EAL1が起きたことによってEAL2に発展することもある。EAL2がEAL1によって発生した場合、単独でEAL2が発生した場合、避難するまでに流れる時間がどれくらいあるか。EAL3に達したならば全員が避難しなければならない。資料で避難経路図表2があるが、中丸グループと村松グループの中に各自治会があるが、両方の世帯の人が自動車と同時に逃げ出すとすれば、全部逃げるまでに何時間を想定しているのか。EAL2の情報がでてから、逃げ切るだけの時間があるのか心配である。事故の際には、国や県等のラインを通してでは遅くなってしまふ。村長が判断して指示してくれるのか。オフサイトセンターは役に立たないと思う。村長の判断で1分でも早く指示が出せる状況になっているのか。	東海第二発電所から30kmのUPZ圏内市町村において避難計画が策定された段階で、茨城県では、避難のでシミュレーションを行うと聞いていますので、ご質問のタイムラインについては、その結果をもって周知していきたいと考えています。なお、「原子力災害対策特別措置法」(原災法)においては、市町村長により、特に必要があると認めるときまたは急を要すると認めるときの避難・退避の指示ができることとされています。
51	村松	要支援者	避難行動要支援者を一時集合場所に集めるときに、避難所開設もやるとすれば、どのように行うことになるのか。原子力災害時に本当にできるのか。	村内では、災害対策基本法や「東海村地域防災計画」に基づき、基幹避難所を9か所指定しており、その開設・運営については地区ごとに訓練を重ねています。地震等により避難してきたときは、避難所を開設しつつ、原子力災害に進展する可能性も考慮し、避難の措置が取られることとなったときは、順次バスに乗って避難する流れになります。
52	村松 白方	要支援者	要配慮者の避難体制について、避難行動要支援者に対して安心サポーターが避難所に連れて行くことになっている。民生委員も調整しなければならない。自分の家族を連れて避難しなくてはならない浮き足立った状態で、要支援者の避難ができるまで待っていないとではない。村民に負担をかけるのか。今まで安心サポーターや自主防災組織の活動は、自然災害に限ると聞いているが、庁内で合意は得ているのか。	“避難行動要支援者避難支援全体計画”に基づく安心サポーターの活動は、これまで周知してきたとおり、自然災害時における初動活動のみとなります。福島第一原子力発電所の事故の経過を例にとると、地震・津波により、原子炉に装荷されている燃料の冷却機能の喪失し、水素爆発を起して放射性物質の放出に至りました。従って、地震が発生した時点では、安心サポーターを中心とした避難行動支援が行われることとなりますが、その後、原子力災害に進展して、緊急事態区分が“EAL3”(全面緊急事態)となった段階で、民生委員・児童委員や安心サポーターの皆さんには、自身と家族の避難行動に移ってもらうこととなります。なお、“避難行動要支援者”のうち、“要配慮者”は、一つ前の“EAL2”(施設敷地緊急事態)の段階で避難になるため、要配慮者を避難所に避難させたら、自身の安全確保に専念していただくこととなります。これは、福祉部福祉保険課ほか庁内関係課とも調整済みです。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
53	白方	要支援者	「村内の避難行動要支援者が約400人」と説明があったが、村全体の数か。施設入所者や入院患者の人数は含まれているのか。	“避難行動要支援者”の約400人とは、地域の安心サポーターによる災害時の支援を要請した“避難行動要支援者”(自身や家族による避難行動が困難な在宅の高齢者・障がい者)として、村に登録されている人の数です。なお、“要配慮者”である施設入所者や入院患者は約1,000人となります。
54	白方	要支援者	避難手段がバスだけである。全面介助の患者はバスに乗れない。茨城東病院だけでも呼吸器をつけている患者は10名程度いるが、避難時における救急車等の手配はあるのか。	村内には、茨城東病院を含め放射線防護対策を取った施設が6か所あります。病院・介護施設等に在所している入院患者等については、速やかな避難が難しくと考えられることから、施設での一時的な退避ができるよう、気密性の向上等の放射線防護対策を進めてきたところであり、入院患者等を移送するための救急車等専用車両が確保され次第、避難を開始することとなります。
55	白方	要支援者	茨城東病院の放射線防護工事は60床の病棟1つだけである。他の病棟120人は入れない。現場を見て計画を立ててほしい。呼吸器には酸素が必要であり、60床の病棟に患者、職員併せて200人超が集まると環境として厳しい。呼吸器の管理もできない。	ご意見の課題については、茨城県、茨城東病院ほか関係機関と協議し、対応策を検討していきたいと考えます。
56	白方	要支援者	要支援者について、村原子力安全対策懇談会で「地域の病院の援助を得る必要がある」という意見があった。当時、那珂医師会の会長に会いに行き相談したが、「村から要請があれば考える」ということだった。地域の医師が地域のことは知っているのに、放射線について勉強してもらい対応してもらってはどうか。避難の際に怪我したときに地域の医師は重要であると思う。	茨城県等関係機関とも協議の上、原子力災害時における医師会の役割等を整理し、必要な協力を仰ぎたいと考えます。
57	白方	要支援者	FAQ⑬で安心サポーターの活動について記載しているが、安心サポーターのなり手がいない、高齢化しているなどの課題がある。このように書かれてしまうと、更になり手がなくなってしまう。「安心サポーター」を「隣近所」のように改めてほしい。	災害時における安心サポーターの重要性や地域の期待は高まっており、「東海村広域避難計画」策定に関するFAQ(よくある質問)の“⑬”に記載しましたとおり、安心サポーターの皆さんには、引き続き協力を得たいと考えています。なお、安心サポーターや自主防災組織の活動は、自然災害時における初動段階に限るものと認識しています。
58	白方	要支援者	放射能が出ている中で被ばくせずに避難すると、迅速とはどれくらい想定なのか。白方小学校にバスはいつ来るのか。その間に被ばくしてしまうのではないかと。子どもたちを優先して避難させる計画にならないか。	原子力災害時における放射性物質放出までの時間としては、「東海村広域避難計画」策定に関するFAQ(よくある質問)の“⑧”において、福島第一原子力発電所事故の例を示しました。この24時間後という時間がそのまま当てはまるとはいえませんが、東海第二発電所から30kmのUPZ圏内市町村の避難計画がまとまった段階で、茨城県では避難のシミュレーションを行うと聞いていますので、タイムライン的なものは、その結果をもって周知したいと考えます。



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
59	白方	要支援者	小中学校や幼稚園の児童生徒はバスで移動する。保育園児は親が来て引渡すことになっているが、先生が被ばくしてしまうのではないか。保育園にも防護対策をしてほしい。被ばくして大きな影響が出るのは子どもである。	保育所等乳幼児が利用する施設の放射線防護対策は、建物の構造など技術的なところも関係することから、気密性の向上が図れるかの検討はしたいと考えます。なお、乳幼児の引き渡しについては、今のところ、「緊急事態区分」の“EAL1”(警戒事態)や“EAL2”(施設敷地緊急事態)で行うこととしており、“EAL3”(全面緊急事態)に進展した段階では、避難行動を優先し、バスでの集団避難に切り替えることとしています。
60	舟石川	要支援者	舟石川一区には30名の避難行動要支援者がいて、安心サポーターは49名、重複している人もいることから実数は40名。その人たちが避難所への搬送が義務付けられた。どのようにして良いかわからない。	安心サポーターの成り手がまだ不足していることは、他の地区でも聞かれます。民生委員・児童委員だけでなく、隣近所の力を借りたいところですが、行政としても有効な確保策を検討していきたいと思えます。
61	中丸	要支援者	避難行動要支援者を安心サポーターが避難所に連れて行くとのことなので、自主防災組織でも話をしてもらいたい。	機会を捉えて説明していきたいと考えます。
62	真崎	連絡・広報	自助・共助のための初動体制時における情報は、どの時点で徹底されるのか。	住民広報については、「東海村広域避難計画ガイドブック」中、“⑤広報体制”に記載の広報手段により行うこととしています。特に初動期には、防災行政無線(屋外子局・戸別受信機)を活用していち早く広報することとします。また、村公式ホームページやSNS、緊急速報メールなど、順次、複数の手段を用いた情報提供を予定しているところです。なお、J-ALERT(全国瞬時警報システム)の導入により、例えば、地震(震度5強以上を観測)や津波(津波注意報の発表)による村内への注意喚起は、自動的に屋外子局・戸別受信機を通してお知らせできるように設定しています。
	白方			
63	村松	連絡・広報	村としてどの程度の影響が出そうかといった広報を、公式でなくても良いから最低限伝えられる情報でも、少しでも情報がほしい。	住民への広報・情報提供のあり方をあらためて整理してみたいと考えます。
64	白方	連絡・広報	昨年度停電があった際に、役場から何も情報がなかった。停電時にも対応できないで、原子力災害時にどのように対応できるのか。	今年1月中旬に村内で停電があったとき、防災行政無線による停電発生のお知らせが遅れ、復旧直後になってしまったことを教訓として、速やかな情報の入手や住民広報、広報体制など、一連の対応を再検証したいと考えています。なお、このとき住民広報が遅れた原因の一つには、役場(村民生活部防災原子力安全課)の複数の職員が住民からの電話対応に追われ、結果として、住民広報を進める手続き・作業が遅れてしまったことが挙げられます。
	中丸			
65	白方	連絡・広報	東日本大震災のときの東海第二発電所の情報は後で聞いたが、防災無線は使わなかったのか。	当時、防災行政無線施設(屋外子局)は、停電の影響もあり、3日ほどで装荷するバッテリーが消耗したと聞きましたので、“東日本大震災”後は、屋外子局に装荷するバッテリー容量を増強し、より長期間の広報通信ができるように改善しました。



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
66	舟石川	連絡・広報	通信方法について、村民レベルで検討する機会やグループはあるか。	防災行政無線など、主に村が行う広報について、主に住民が協議・検討するような場はありません。なお、家族間における家族・親戚など個人間の連絡方法については、事前の話し合いが欠かせません。例えば、電気通信事業者が提供する災害用伝言ダイヤルの活用は有効と思われます。
67	石神	ガイドブック	ガイドブックに「原子力災害」と記載されていない。わかりやすくするのならば「原子力災害」と明記すべき。災害リスクについてひと目でわかる資料にすべき。	意見として反映したいと考えます。
68	舟石川	ガイドブック	ガイドブックに記載された基幹避難所と一時集合場所の考え方は初めて出てくるのか。災援プランでは基幹避難所とその他の避難所という用語である。同じ施設を示しているのに、計画によって用語が変わるのはおかしい。統一すべき。	避難計画における“一時集合場所”は、茨城県による「原子力災害時における茨城県広域避難計画」に記載される「一時集合所」に合わせた表現として、バスの発着所という意味で用いたものですが、分かりやすさや統一性の観点から再検討したいと考えます。
69	白方	ガイドブック	福島第一原発事故を教訓として、30km圏外に避難する計画だと概要の説明がありわかりやすかったが、ガイドブックの目的に記載した内容は合致しないのではないのか。	「東海村広域避難計画ガイドブック」に記載の広域避難の「目的」について、内容がより明確に、分かりやすくなるような見直しを進めたいと考えます。
70	意見票	ガイドブック	口頭で「計画の概要」の分かりやすい話があった。「福島第一原発事故の教訓をふまえて、原子力発電所における過酷事故が起こされてしまった時、村民が被ばくを避け円滑に30キロ圏外に避難できるようにするために情報の伝達方法、避難方法、避難行動要支援者への配慮を定めるもの」と言っていた。そちらの方がより具体的な表現だと思う。なぜ、そのことが広域避難計画書やガイドブックに明確に文章化されていないのか。	避難計画案や「東海村広域避難計画ガイドブック」の見直しの過程で検討したいと思います。
71	石神	ヨウ素剤	ヨウ素剤の学習をしなくてはならない。未知の薬に対する恐怖や副作用、飲み方などについて教育することが避難計画である。もう少しやさしく、リアリティのある形で計画やガイドブックを作るべき。原発だけでなく、使用済み燃料の話等も明確に記載しなければならない。	安定ヨウ素剤服用に係る教育・住民理解普及については、茨城県(保健福祉部薬務課)など関係機関と、昨年度実施の事前配布の機会のほかに、どのような方法が取れるのかの検討を進めていきたいと考えます。一方、広域避難計画や「東海村広域避難計画ガイドブック」における分かりやすさ追求については、一つのご提案として、考慮させていただきます。
72	石神	ヨウ素剤	ヨウ素剤について、毎年、子ども達に対して教育することが一番わかりやすく、必要ではないか。	安定ヨウ素剤服用に係る教育・住民理解普及については、茨城県(保健福祉部薬務課)など関係機関と、昨年度実施の事前配布の機会のほかに、どのような方法が取れるのかの検討を進めていきたいと考えます。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
73	白方	ヨウ素剤	安定ヨウ素剤を5割弱しか配布していないと聞いたが、普通の日にやるとでられない人がいる。土日にもきっちりやって、ヨウ素剤の啓発もあわせてやってはどうか。	昨年度実施の安定ヨウ素剤の配布に当たっては、土・日曜日、休日を中心に言い、村民の約44%に配布することができました。本年度についても、配布会の開催を予定していますが、説明会と配布会を同日に行うなど、やり方を工夫しながら配布率向上に取り組んでいきたいと考えています。
74	意見票	ヨウ素剤	今までの防災訓練(3.11以前)では東海中避難のときは単に45才以上の人は不要、石神小避難のときは45才以上では被ばくで影響を受ける可能性は少ないとの説明があった(ヨウ素・アレルギーの有無の確認)。以後、笠松運動公園の時もこれに基づき45才以上不要は変わらず、アレルギーの有無について、ワカメ、昆布等を食べているか否かなどの質問に変わった(取手、ひたちなか保健所長と相談改善)。これまでで医学的見解に変化があったのかどうかを聞きたい。	安定ヨウ素剤の予防服用については、国(原子力規制委員会)が定める「原子力災害対策指針」や、同じく国(原子力規制庁)が取りまとめた「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき進めているものですので、ご理解をお願いします。なお、放射性ヨウ素については、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があり、このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能であるとし、現在の予防服用や事前配布が国により示されたのは、平成25年6月の指針改正のことです。
75	石神 舟石川	インフラ	国は、逃げ遅れた人のために核シェルターを準備すべき。国による誘致があって東海村に原子力発電所を設置した。国に義務と責任がある。国が予算化してつくるべき。	村では、国からの交付金を活用することにより、病院・介護施設等に在所している入院患者等については、速やかな避難が難しくと考えられることから、施設での一時的な退避ができるよう、気密性の向上等の放射線防護対策を進めてきたところであり、既存の施設をこのような形で改修することでの整備を進めたいと考えます。
76	石神 白方 中丸	インフラ	6箇所あるコミセンは幹線道路から入ったところにあるため、アクセスが悪くパニックになることを懸念している。道路や駐車場の整備計画はどのように考えているか。	コミセンへのアクセス道路やコミセン駐車場の拡張、東海スマートIC(下り線)入り口付近の道路拡幅については、庁内で検討を始めており、地域の要望や地権者との調整等も踏まえて進めていきたいと考えます。
77	石神 中丸 意見票	意見交換	参加者が少ない。意見を聞いて反映させたいのであれば、村民が参加できる期間を捉えて意見交換会を行ったほうが良い。もっと周知期間を取るべきだ。今回の住民意見交換会をフェイスブックで知った。回覧板でも広報して、意見交換ができる雰囲気をつくつ	広報紙「広報とうかい」や村公式ホームページなど、複数の広報手段を使って住民周知を図りましたが、十分ではなかったことは否めません。今後このような機会を設ける際には配慮・工夫に努めたいと考えます。
78	村松 白方 舟石川 中丸	意見交換	今後、住民の意見を得る機会を設けるのか。	現在、住民意見交換会の開催と併せて、6月中旬までの約1か月にわたって意見公募(パブリックコメント)を受け付けており、住民意見交換会と意見公募を通して寄せられた意見等については、集約の上、回答・解説を添えて村公式ホームページで公開する予定です。また、住民意見交換会会場では、別途、意見票提出の機会を設けてありますので、いずれかご利用しやすい方法により、意見・提案等をお寄せいただければと思います。なお、自治会や自主防災組織等、住民団体向けの説明・協議の場については、順次進めていきたいと考えています。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
79	舟石川	意見交換	単位自治会ごとに意見交換をすると大変だろうが、地区自治会の防災部会を中心として各地区でこの問題を話し合いたい。既存の組織に属していない人も巻き込んで、話し合いの場を通じて、村民からの意見を練り上げて村も参考にしていく仕組みが必要。できれば行政が入って、地域の研究会に出てきて、村民と考えることをお願いしたい。	避難計画に関し、地区自治会・防災部会との対話は欠かせませないものであり、順次進めたいと考えます。なお、それぞれの立場の住民を交えてのワークショップ形式の対話は、計画策定後が有効かと考えます。
80	村松 中丸	意見交換	村民全体の生命・財産に関わることであるので、この程度の人数に説明して終わりではおかしい。自治会を活用して、自治会ごとに議論して意見を集約するべき。	避難計画案については、自治会連合会の場を借りての説明が予定されているところであり、その折に相談・協議することとします。
81	中丸	意見交換	意見公募についての広報はしているのか。	意見公募(パブリックコメント)については、村内10か所の公共施設で6月16日まで行うこととしており、村公式ホームページを通した広報を継続しています。
82	中丸	意見交換	住民意見交換会の開催について、広報とうかいに載っている。読まないでほえることは禁句である。14,000世帯あるが、これほど自治会に協力しない人の多い自治体は珍しい。協力する人が少なく自治会に関心のない人が4割近くいる。そういう人を集めて説明しようとしても無理。福祉関係の人や事業所に見てもらって、意見をまとめて返してもらえば良い。意見票や意見公募を投稿してくる人が全体の意見を代表しているとは思えない。各事業所へ送付して、意見をもらう方法を検討してはどうか。再稼動云々を個々に論じても仕方がない。避難することに重点を置いて案をまとめていかないとまとまらないだろう。	一つのご意見として受け止めさせていただきます。
83	石神 中丸	その他	今まで村長は出てきていない。これだけ内容がはっきり決まっていないことについて、村長が顔を出さずに住民の声を聞いていない。次は決まったものを説明するのでは住民は納得できない。	一つのご意見として受け止めさせていただきます。
84	真崎	その他	村職員の被ばく限度はどのようになっているか。	一般公衆の年間被ばく限度と同じ1mSvです。原子力災害時には、住民の避難に全力で対応しますが、一人一人の追加被ばく線量や村内の避難状況、避難先(取手市・守谷市・つくばみらい市)における避難所の運営体制など、内外の状況を見極めた上で段階的に避難することになります。
85	白方	その他	避難すると、汚染されて戻ってこれないと想定しているのか。原発は停止しているが、それでも避難する可能性があるのか。	災害のことだけに明言はできませんが、可能性として否定できないものと考えてください。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
86	白方	その他	村との情報提供がどのようになっているのか。日頃から放射線管理手帳を持ってパトロールなどやっているのか。入域資格を取って視察してほしい。	茨城県と本村、隣接市、原子力事業所で締結する「原子力施設周辺の安全確保および環境保全に関する協定」(茨城県原子力安全協定)に基づく立入調査や抜き打ちでの通報連絡訓練の実施、「原子力災害対策特別措置法」(原災法)の規定に基づく立入検査のほか、村長の附属機関「原子力安全対策懇談会」や、「東海村原子力施設排水監視会」など、住民が参画する組織による視察も行われています。
87	石神	その他	計画案では放射性物質放出前の避難となっているが、スクリーニング(避難退域時検査)や被ばく者の医療の必要性をどのように考えているのか。	避難住民の吸入・経口摂取による内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、放射性物質による汚染があるかを検査・区分するスクリーニングを受ける仕組みづくりとして、避難経路上に“スクリーニングポイント”を設ける検討が進められており、茨城県やNEXCO東日本等関係機関間では常磐自動車道・友部SA等の利用が検討されています。
88	舟石川	その他	若い人が確実に避難できるよう、優先順位をつけてほしい。	一つの意見として理解するところですが、基本的な考え方としては、年齢によって避難の優先度を定めるわけではなく、避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質・放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもので、空間放射線量率等が高いまたは高くなる恐れのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するものです。そして、この場合において、東海第二発電所から5kmのPAZ圏内では、自力避難が困難な“要配慮者”等は「緊急事態区分」が“EAL2”(施設敷地緊急事態)と早い段階から、一般住民は“EAL3”(全面緊急事態)から避難することとなることへのご理解をお願いします。
89	舟石川	その他	熊本の地震や常総の水害などで問題になっていたが、ペットの同行避難はどうするのか。一緒に住んでいるペットはいわば家族であり、置いていく精神的苦痛は大きい。自己責任といわれると逃げるための判断が鈍ってしまう。逃げた先で避難所に入れない、避難先でトラブルになるなどの問題がある。その点も配慮しないと、弱い立場の人間への配慮も行き届かない。	ペットに関しては、その受け止め方に個人差があり、画一的な対応は難しいところですが、まずは何よりも人の避難を優先したいと考えます。なお、避難生活に当たっては、計画案(P23)に記載したとおり、避難所運営の際にペットの対応も配慮することとし、一つの方法としては、避難所の近接地にペットを受け入れられる場所を設けるなどの検討を進めたいと考えます。
90	舟石川	その他	今日のやり取りは詳しく掲載されるのか。	住民意見会で寄せられた意見・提案等については、集約の上、回答・解説を添えて村公式ホームページで公開する予定です。



No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
91	中丸	その他	役場の災害対策本部は5階に設置しているが、万が一の場合に機能しなくなる状況は検討しないのか。作業性から見れば望ましくない。役場1階に本部を構える必要があるのではないのか。	本村災害対策本部は、耐震性能が確保された行政棟5階「災害対策本部室」「原子力視察研修室」に設置することとしていますが、“東日本大震災”時、行政棟1階には、同5階に設置した災害対策本部とは別に、応急給水等住民対応を兼ねた現地災害対策本部を設置した例もあり、また、役場の会議室不足のための対応として、議会棟に隣接して1階に別館を設けたところでもありますので、災害対策本部が5階に設けられないときなど、これを活用しての災害対策本部設置も可能なものと考えます。
92	中丸	その他	自家用車のガソリンの問題は、日頃から給油を心がけてほしいということか。避難途中で給油できる保証があるのか。	「東海村広域避難計画」策定に関するFAQ(よくある質問)」に記載のとおり、東海村から最遠の取手市まで常磐自動車道・一般道を使っていくと、その距離は100kmを超え、相応のガソリンも必要になってきます。“東日本大震災”の経験からもお分かりのように、災害時において避難のための給油体制を取ることは難しく考えますので、日頃からの小まめな給油を呼び掛けていきたいと思えます。
93	中丸	その他	連休中に被災したらどうするか。交通網、特に高速道路は大渋滞である。	大型連休や大規模なイベントが行われているときの災害発生も否定できないところであり、これに住民避難も相まって対応が求められることになると、避難誘導・交通規制・緊急輸送等どれをとっても少なからず混乱が見込まれますので、村としては、速やかに基本型となる避難計画を作っておく必要があると考えています。
94	中丸	その他	風向きによっては、放射能がどちらに流れるか。県南に流れれば、村長が避難を判断するためにオフサイトセンターの判断を待っていれば、2時間ぐらいはかかってしまう。その間に被ばくしてしまうのではないのか。	原子力災害時には、国や茨城県、茨城県原子力オフサイトセンター、関係市町村、原子力事業所の情報共有・連絡調整等により、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援などの“オフサイト対応”が取られることになり、特に避難においては、住民の無用な被ばくを回避するための速やかな対応に努めたいと考えます。なお、「原子力災害対策特別措置法」(原災法)においては、市町村長により、特に必要があると認めるときまたは急を要すると認めるときの避難・退避の指示ができることとされています。
95	中丸	その他	事故が起きた場合に村職員が残留して職務対応するならば、被ばくする可能性があるため、放射線業務従事者に登録しておくべき。	自治体職員の場合、原子力事業所内の“管理区域”に立ち入った作業をすることが想定されるわけではなく、いわゆる“放射線業務従事者”には該当しないと認識しています。一つのご意見として受け止めさせていただきます。

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見	会場での回答内容
96	中丸	その他	自然災害と原子力災害が混在している。私は、避難計画を何度改定したとしても認められない。事故が起こらないことを考えるべき。廃炉すべき。避難計画を示されたこと自体が考えられない。飛行機にたとえるならば、村長を機長として、村職員はクルーである。機長やクルーは乗客の命の安全を第一に考え行動する。この避難計画は、住民に対する義務をなげうったものと考えている。住民の命を第一に考え、振り出しに戻してほしい。	一つのご意見として受け止めさせていただきます。

その他の意見や感想、「意見票」でいただいた意見等

No.	会場	カテゴリ	質問内容・意見
1	石神	計画	問題を積み重ねていかないと計画はできない。個々人の生活の中での避難計画を検討しなければならない。
2	白方	その他	避難途中で具合が悪くなる人がいると思うので、道筋に一時避難場所を設けたり、車に黄色いハンカチを掲げて具合が悪くなった人の目印に指定したりしてはどうか。
3	白方	その他	しばしばヘリコプターが東海村の上空を飛び、住民は心配になる。村はもう少し地域住民の心配を取り除くことを考えてほしい。
4	白方	その他	マイナンバーを活用できないか。通過する場所で確認して、東海村民を確認するシステムを導入すれば良い。避難先でもマイナンバーで村民を認証するシステムを組んではどうか。
5	舟石川	その他	原子力の過酷事故での避難は、福島第一原発事故と同じレベルであれば、二度と家に戻れない可能性をきちんと伝えなければいけない。すぐに帰れると考えている人もいるので、そういったことをきちんと伝えるべき。
6	中丸	その他	規制委員会が新規基準を定める前には、施設をつくる際には、100ミリシーベルト以上の被ばくが起こらないようすることになっていた。新しい基準では、放出量で規制することになった。規制委員会は放出量で試算して、100ミリシーベルトを越えるところが出た結果、避難できないと住民を守れないため、IAEAの基準で避難が必要となっている。避難が必要になれば昔の基準が守れない。
7	意見票	その他	私は、石岡の施設に預けた子を毎週金曜日に家へ連れて帰り、日曜日に石岡に送り届ける生活を繰り返している。福島第一原発事故は、原発稼働中の過酷事故だった。それを教訓にするということは、東海第二原発が稼働して過酷事故を起きた場合を想定した広域避難計画だと私は理解する。福島第一を教訓にしたなら、1キロ圏内の我が家はもう戻れなくなる。東海第二が過酷事故を起こしたときは今の自宅は放棄せざるを得なくなる。そんなのはまっぴらである。
8	意見票	その他	本当に被ばくしないで避難などできるのか。戻ってこれられないのだから、避難ではなく移住ではないか。
9	意見票	その他	高齢者は新しい環境になじめず、病気になるのがオチ。残り少ない人生をここ以外で人生を終える予定はない。3.11で被災した老朽原発をこれ以上運転するなど狂気の沙汰。再稼働を認めずこの地で人生を全うしたい。
10	意見票	その他	避難とはいっても大混乱が起きること間違いなく、避難先に到達できるとは思えない。誰がどのように誘導するのか。誘導がうまくいくと考えているなら茶番としか言えない。
11	意見票	その他	原子力に頼らない方向へ転換すべき。避難計画に使う大変な知恵と能力と労力を原子力廃炉に向けて使ってもらいたい。
12	意見票	その他	この東海村に安心安全にいつまでも住み続けることができるようにしてもらいたい。事故が起きたら死を覚悟する。